

軽費老人ホーム 御中

広島市健康福祉局高齢福祉部介護保険課
事業者指導・指定担当課長

特定施設入居者生活介護を受ける軽費老人ホームにおける人員配置について

皆様におかれましては、平素より本市介護保険行政において、多くのご尽力をいただき深く感謝いたします。このたび、特定施設入居者生活介護（以下「特定」という。）を受ける軽費老人ホーム（以下「軽費」という。）において配置すべき員数について、次のとおり整理いたしましたので事業運営のご参考としていただきますようお願いいたします。

種類	職名	要件	利用者数 ^(※1)													
			20	30	40	50	60	70	80	90	100	110	120	130	200	
特定	管理者	・常勤専従	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	生活相談員	・常勤換算方法で利用者100人に1人以上 ・1人以上は常勤 資格 特になし	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	
	計画作成担当者	・利用者100人に1人以上 ・専従の介護支援専門員 ・処遇に支障がなければ他の職務に兼務可能 資格 介護支援専門員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	
	看護職員又は介護職員	【看護職員又は介護職員】 ・常勤換算方法で利用者3人に1以上 ・要支援1の利用者は、要介護者0.3人と換算 ・看護職員のうち1以上、介護職員のうち1以上は常勤	7	10	14	17	20	24	27	30	34	37	40	44	67	
		【うち看護職員】 ・利用者30を超えない場合、常勤換算方法で1以上 ・常勤換算方法で、1に利用者30を超えて50又はその端数を増すごとに1以上 資格 看護師、准看護師	1	1	2	2	2	2	2	3	3	3	3	3	5	
	機能訓練指導員	・1人以上 ・他の職務に兼務可能 資格 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ師	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	その他	・常に1以上の介護職員を配置（宿直時間帯は除く）														
軽費	施設長	・常勤専従 1人 資格 社会福祉法第19条第1項各号該当者又は社会福祉事業に2年以上従事した者、その他同等以上の者	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	生活相談員 ^(※2)	・入所者120又は端数を増すごとに1以上 ・1人以上は常勤の者 ・特定を行う軽費老人ホームで、サービスに支障がない場合は、1人を置かないことができる ^(※3) 資格 社会福祉法第19条第1項各号該当者又はその他同等以上の者	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	
	介護職員 ^(※2)	・介護サービスを受けていない入所者が、30人以下は常勤換算方法で1以上、30人超80人以下は常勤換算方法で2以上、80人超は常勤換算方法で2に実情に応じた1以上の適当数を加えた数 ・1人以上は常勤 ・サービスに支障がない場合は入所者全員の同意を得て、1人を置かないことができる	1	1	2	2	2	2	2	2に1以上の適当数を加えて得た数						
	事務員	・常勤1以上（入所定員60人以下又は他の社会福祉施設等を併設し、サービス提供に支障がない場合は配置不要）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	栄養士	・常勤1以上（入所定員40人以下又は他の社会福祉施設等の栄養士と連携がとれる場合は配置不要）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	調理員その他	・調理員は、調理を外部委託する場合は配置不要	適当数													

※1 特定及び軽費における配置員数について、特定は介護サービス利用者数、軽費は入所者の全員又は介護サービス利用者数を除く入所者数のいずれかを基に算定する（利用（入所）者数は前年度の平均とする。）。なお、特定の管理者及び軽費の施設長においては兼務が認められる。

※2 生活相談員と介護職員については、いずれか1人は置かなければならない。

※3 サービスに支障がないとして1人を置かないことにより軽費の生活相談員を0にできるのは、特定の生活相談員の資格が軽費の生活相談員と同様の資格を満たしている場合に限る。